

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 融資管理 3 級 2020 年 3 月受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 融資管理 3 級 2020 年 3 月受験用』をお持ちの方が、2021 年 3 月（148 回）受験時にも、そのまま利用できるよう、お知らせするものです。

記

◆78 頁「5 時効の中断」を下記に改める。

5 時効障害（更新と完成猶予）

(1) 意義

時効の更新とは、それまで進行してきた時効期間の効力が失われることであり、時効の完成猶予とは、時効期間の進行が停止することである。民法は複数の更新事由と完成猶予事由を認めている。民法 147 条 1 項は裁判上の請求等が時効の完成猶予事由になると定め、同条 2 項は裁判上の請求等が確定判決または確定判決等と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、当該事由が終了した時から新たに進行を始めるとして、時効が更新されるとしている。そして、この理は強制執行等の事由による時効についても同様とされている（民法 148 条）。

(2) 障害事由

① 裁判上の請求等（民法 147 条 1 項）

民法 147 条 1 項は、「裁判上の請求」「支払督促」「民事訴訟法 275 条 1 項の和解または民事調停法もしくは家事事件手続法による調停」「破産手続参加、再生手続参加または更生手続参加」を時効の完成猶予事由として定めている（同項 1 号～4 号）。そして、これらの事由が確定判決または確定判決等と同一の効力を有するものによって権利が確定したときは、時効は、当該事由が終了した時から新たに進行を始めるとして、時効が更新されるとしている（民法 147 条 2 項）。加えて、権利が確定することなく、これらの事由が終了した場合（例：訴えの取下等による終了）には、終了時から 6 か月を経過するまでは時効が完成しないとされている（同条 1 項括弧書き）。

② 強制執行等（民法 148 条）

強制執行、担保権の実行（担保不動産収益執行と物上代位を含む。）民事執行法 195 条の規定による担保権の実行としての競売の例による競売、民事執行法 196 条に規定する財産開示手続が時効の完成猶予事由とされている（民法 148 条 1 項）。ただし、申立の取下げまたは法律の規定に従わないことによる取消しによってその事由が終了した場合には、その終了時から 6 か月

を経過するまで時効の完成が猶予される。また、強制執行等が終了してもなお債権者に残存する権利がある場合には、時効が更新されて当該事由が終了した時から新たな時効が進行する（同条2項）。

③ 仮差押え・仮処分（民法 149 条）

仮差押えと仮処分は、時効の完成猶予事由とされている。従来は時効中断事由とされていたが、仮の措置に過ぎず、その後に本訴がされることから、更新事由ではなく完成猶予の効果のみが認められた。

④ 催告（民法 150 条）

催告とは、債権者が債務者に対して債務履行を請求することであり、時効の完成猶予事由とされている。

⑤ 協議を行う旨の合意（民法 151 条）

「協議を行う旨の合意」を時効の完成猶予事由として定めた。当事者間に民事上の権利義務について争いがあり、協議をすることは、多く見られる事象である。金融機関の融資取引などにおいては、債務の返済方法に争いがある、金融機関と債務者が協議を行う事案などが想定できる。

⑥ 承認（民法 152 条）

承認とは、時効によって利益を受ける者（債務者）が権利を失う者（債権者）に対し、権利の存在を認識しつつ、その認識を表明することである。民法は、承認を時効の更新事由としている。

⑦ 天災等による時効の完成猶予（民法 161 条）

時効期間の満了時に際して、天災その他避けることのできない事象のため、民法 147 条 1 項各号および 148 条 1 項各号に掲げる事由にかかる手続を行うことができないときは、その障害が消滅した時から 3 か月を経過するまでの間は、時効が完成しない。

(3) 完成猶予および更新の効果

時効が更新されると、その時点で進行していた時効期間は無に帰する。そして、更新事由が終了してから新たな時効が進行する。完成猶予については、当該事由が終了するまで時効の完成が猶予される。

(4) 完成猶予および更新の効力の及ぶ人的範囲

民法 153 条は、時効の完成猶予または更新の効力は、当事者およびその承継人にのみ及ぶと規定している。

◆90 頁の「③ 保証契約と説明義務」の次に下記を加え、④は⑤、⑤は⑥に繰り下げる。

④ 契約締結時の主たる債務者による情報の提供義務（民法 465 条の 10）

事業にかかる債務の保証契約について、特則を設けている。すなわち、主たる債務者から委託を受けて保証人になろうとする者が個人である場合、主たる債務者に情報提供義務を課す規定を設けた。適切な情報提供がされなかったケースで、保証人の誤認に基づいて保証契約がされた場合、債権者が適切な情報提供がされなかったことを知りまたは知ることができたときは、保証人が保証契約を取り消すことができるとされていることに留意すべきである。

◆92 頁「⑥第三者による個人連帯保証の制限」を下記に置き換える。

⑦ 公正証書の作成と保証の効力（民法 465 条の 6）

事業にかかる債務の保証契約について、特則を設けている。すなわち、主たる債務が事業に係る債務であって、保証人になろうとする者が個人である場合には、保証契約締結の 1 か月以内に作成された公正証書でその者が保証債務を履行する意思を表示しなければ、保証契約の有効性を確保できないこととなった（民法 465 条の 6）。ただし、主たる債務者の経営者等については、この制度が除外されている。

◆98・99 頁 「(2) 効力」「(3) 根保証契約の終了」を下記に置き換える。

(2) 極度額による制約

民法は、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約（以下、「根保証契約」という）であって保証人が法人でないものを「個人根保証契約」と定義している。そして、個人根保証契約については、極度額を定めなければ効力を生じないとされている（民法 465 条の 2 第 2 項）。また、個人根保証契約の保証人の責任は、主債務の元本、利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべての債務のほか、保証債務について約定された違約金等を含めて、極度額に限定されている（同条 1 項）。

(3) 根保証契約の終了

① 確定期日

民法は、個人根保証契約であってその債務の範囲に金銭の貸渡しまたは手形の割引を受けることによって負担する債務（以下、「貸金等債務」という）が含まれるものを「個人貸金等根保証契約」と定義し、個人貸金等根保証契約について元本確定期日（民法 465 条の 3 第 1 項）を定めている。なお、元本確定期日の定めや変更は書面またはこれに準ずる電磁的記録によってしなければ効力が認められない（同条 4 項・446 条 2 項・3 項）。

② 確定事由

民法は、個人根保証契約および個人貸金等根保証契約について元本確定事由（民法 465 条の 4）を制度化している。

◆105 頁の「(3) 保証人の変動と保証契約」の次に下記を加える。

(4) 保証人に対する情報提供

保証人保護の観点から債権者について、保証人に対する情報提供義務を定めた。その内容は、「主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務」と「主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務」である。

① 主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務（民法 458 条の 2）

民法は、債権者に主たる債務の履行状況に関する情報提供義務を規定している。このような規定が新設された趣旨は、主たる債務者の不履行に基づき、保証人が知らない間に遅延損害金が増えることによる保証人の不利益を解消することである。

② 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報の提供義務（民法 458 条の 3）

民法は、主たる債務者が履行遅滞等の事由によって、期限の利益を喪失した場合、債権者が知った時から 2 か月以内に保証人に通知をしなければならないと規定している。この規定も保証人が知らないうちに、遅延損害金が増加することを防止する趣旨で定められた。

◆206 頁 「6 差押えと相殺」を下記に置き換える。

民法 511 条は次のように規定している。

(1) 第 1 項

本条第 1 項は、差押えと相殺に関する昭和 45 年 6 月 24 日の最高裁判決が採用した無制限説を明記している。

(2) 第 2 項

第 2 項は、第 1 項の相殺への期待の保護をより拡充する規定である。

民法は「差押え前の原因に基づいて生じた」債権をもって相殺が可能としたのである。なお、この考え方は、最高裁によっても認められている（最判平成 24・5・28）。

◆224 頁 「(3) 将来債権の譲渡担保に関する問題」を下記に置き換える。

(3) 将来債権の譲渡担保

従来の民法は、将来債権の譲渡について特段の規定を置いていなかったものの、最高裁判決がこれを認めていたことから、民法 466 条の 6 に将来債権の譲渡を有効とする新たな規定を設けた。

① 第 1 項

民法 466 条の 6 第 1 項は、「債権の譲渡は、その意思表示の時に債権が現に発生していることを要しない。」と定め、将来債権の譲渡を明確に認めた。

② 第 2 項

同条 2 項は「債権が譲渡された場合において、その意思表示の時に債権が現に発生していないときは、譲受人は、発生した債権を当然に取得する。」と定めている。

③ 第 3 項

同条 3 項は、「前項に規定する場合において、譲渡人が次条の規定による通知をし、又は債務者が同条の規定による承諾をした時（以下「対抗要件具備時」という。）までに譲渡制限の意思表示がされたときは、譲受人その他の第三者がそのことを知っていたものとみなして、第 466 条第 3 項（譲渡制限の意思表示がされた債権が預貯金債権の場合にあっては、前条第 1 項）の規定を適用する。」と定める。

◆247 頁 「(3) 買受け申出と売却許可」の次に下記を加える。

(4) 不動産競売における暴力団員等の買受け防止

不動産競売における暴力団員等の買受け防止に関する民事執行法の規定の概要は次のとおりである。

① 買受けの申出をしようとする者の陳述

不動産の買受けの申出は、暴力団員等に該当しない旨を買受けの申出をしようとする者（その者に法定代理人がある場合にあっては当該法定代理人、その者が法人である場合にあってはその代表者）が最高裁判所規則で定めるところにより陳述しなければ、することができない。

② 罰則

①の陳述について虚偽の陳述をした者は、6 月以下の懲役または 50 万円以下の罰金に処せられる（民事執行法 213 条 1 項 3 号）。

③ 執行裁判所による警察への調査の嘱託

執行裁判所は、最高価買受申出人（その者が法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査を執行裁判所の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。

④ 執行裁判所の判断による暴力団員の買受けの制限（民事執行法 71 条 5 号）

執行裁判所は、最高価買受申出人等が暴力団員等に該当すると認めるときは、売却不許可決定をしなければならない。

◆318 頁 「5 債権に対する強制執行」の次に下記を加える。

6 債務者の預貯金債権に係る情報の取得

令和 2 年 4 月に施行された改正民事執行法は、金融機関が保有する債務者に対する預貯金債権等の情報を債権者の申立てに基づいて裁判所経由で開示する制度を創設した。

情報提供を命じられた金融機関は、執行裁判所に対し、書面で情報の提供をしなければならない（民事執行法 208 条）が、写しも提出することになる（民事執行規則 192 条 1 項）。ただし、金融機関は当該書面の写しを申立人に直送することが可能であり、その場合には執行裁判所へ写しを提出する必要はない（同項ただし書）。

民事執行法 207 条に基づいて情報提供命令を受けた金融機関は、債務者の預貯金債権について情報を提供する義務を負い、守秘義務等を理由として情報提供を拒否することはできない。法令に基づく情報提供であるから、金融機関の守秘義務の免除事由となる。

金融機関が情報提供をするには、情報提供命令に記載された債務者を当該金融機関の預金者と紐づけなければならない。

以上